

平成 21 年 4 月
総務部財務課

入札制度の改正について

建設工事及び建設コンサルタント業務の入札制度について、平成 21 年 4 月 1 日以降の競争入札に係る案件から次のとおり改正します。

1 入札額変動型最低制限価格制度について

最低制限価格算出において、入札額の安い順に予定価格の範囲内で応札者の 1 / 2 の平均価格に乗ずる率を 0. 8 から 0. 9 に変更する。

2 予定価格の公表等について

建設工事の入札において、予定価格はすべて事後公表とし、建設工事及び建設コンサルタント業務ともに入札額が予定価格に達しないときは、再入札を 1 回に限り実施する。

なお、再入札時には初回入札での最低入札額を公表することとし、再入札において当該最低入札額以上での入札は失格とする。

3 等級別入札参加資格区分の見直しについて

土木一式工事及び建築一式工事における B ランク業者の入札参加範囲を 7 0 0 万円以上に、C ランク業者の入札参加範囲を 5 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満にそれぞれ変更する。

4 成績評定結果の入札参加への反映について

発注件数の多い土木一式工事及び管工事の一部において、過去 2 年間の工事成績の平均点を入札参加制限に加える。

5 分離発注工事の入札参加制限について

同一事業で建築本体工事、電気設備工事及び機械設備工事等により分離して発注する工事の入札参加においては、重複参加を不可とし、1 業者 1 工種のみ参加とする。